

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階				
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階		
1級	係員の職務	70	9.8	主事	58	70	9.8	係員級		
				技師	1					
				司書	1					
				書記	1					
				教諭	1					
				保育士	8					
				計	70					
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	85	11.9	主事	66	85	11.9	係員級		
				技師	3					
				保健師	2					
				社会福祉士	1					
				司書	2					
				保育士	11					
				計	85					
3級	1 主査の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	119	16.7	主査	87	119	16.7	係員級		
				教諭	2					
				主任保育士	1					
				保育士	27					
				児童厚生員	2					
				計	119					
				4級	1 課長補佐、主幹、係長、専門員、施設長及び施設長を補佐する職務 2 困難な業務を所掌する主査の職務				275	38.5
専門員	62									
主任保育士	13									
保育士	12									
主任児童厚生員	5									
主任教諭	1									
教諭	1									
指導主事	4	34	4.8			主幹級				
主幹	33									
主任指導主事	1									
課長	2	79	11.1			課長補佐級				
課長補佐	58									
室長補佐	4									
所長・館長	6									
館長補佐	2									
副館長	2									
次長	5									
計	275									
5級	1 課長、担当課長及び課参事の職務 2 総括的な業務を所掌し、又は困難な業務を所掌する課長補佐、施設長及び施設長を補佐する職務	98	13.7			0	0.0	係長級		
						0	0.0	主幹級		
				課長補佐	39	60	8.4	課長補佐級		
				室長補佐	4					
				館長補佐	1					
				次長	3					
				所長・園長・館長	6					
				副所長・副園長・副館長	7					
				課参事	4				7	1.0
				室参事	2					
所長	1									

				課長	13	21	2.9	担当課長級
				担当課長	1			
				主任管理主事	2			
				室長	1			
				所長・館長	4			
				課長	5	10	1.4	課長級
				室長	1			
				所長・館長	4			
				計	98			
6級	1 部次長の職務 2 困難な業務を所掌する課長、担当課長及び課参事の職務 3 特に困難な業務を所掌する施設長の職務	54	7.6	課長	31	42	5.9	課長級
				担当課長	1			
				室長	2			
				室次長	1			
				所長・園長・館長	6			
				局長	1	12	1.7	部次長級
				局長	3			
次長	6							
				支所長	2			
				会計管理者	1			
				計	54			
7級	1 部長及び参事の職務 2 困難な業務を所掌する部次長の職務	13	1.8	部長	9	13	1.8	部長級
				局長	3			
				市参事	1			
								計
8級	困難な業務を所掌する部長及び参事の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
	合計	714	100.0					

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 技能職員の職務 2 労務職員の職務	1	11.1	技能員	1
				計	1
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 高度な業務を行う労務職員の職務	3	33.3	調理員	2
				校務員	1
				計	3
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 困難な業務を行う労務職員の職務 3 労務職員の主任の職務	2	22.2	技能員	1
				自動車運転士	1
				計	2
4級	1 技能職員の主任の職務 2 高度の経験を必要とする労務職員の主任の業務	3	33.3	主任技能員	1
				自動車運転士	1
				主任自動車運転士	1
				計	3
5級	技能職員又は労務職員を直接指揮監督する者	0	0.0		
	合計	9	100.0		